

いよいよ平成28年1月からスタート

# マイナンバーの 基礎知識



八ツ井 慶子

生活マネー相談室 代表

ファイナンシャル・プランナー（CFP®認定者）、宅地建物取引士

【やっつけいこ】埼玉県出身。法政大学経済学部経済学科卒業。2001年4月より「家計の見直し相談センター」の相談員としてFP活動を始める。13年7月に独立し、「生活マネー相談室」を設立。個人相談を中心に、講演、執筆、取材などの活動を展開。これまで1000世帯を超える相談実績をもち、「しあわせ家計」づくりのお手伝いをモットーに活動中。城西大学経済学部非常勤講師、(社)日本証券アナリスト協会検定会員。著書に『レシート〇×チェックでズボラなあなたのお金が貯まり出す』(2014年、プレジデント社)、『お金の不安に答える本 女子用』(2010年、日本経済新聞出版社)、『家計改善バイブル』(2009年、朝日新聞出版)等がある。

いよいよ平成28年1月より、「社会保障・

税番号制度（マイナンバー制度）」が始まりました。開始前からその取扱いについての改正が続き、すでに戸惑っている人も多いのではないのでしょうか。日本住民全員にかかわる大切な制度。しっかりその基本をおさえておきましょう。

## マイナンバーとは？

住民票を有するすべての方に、一人1つずつ割り当てられる12桁の数字が「マイナンバー（個人番号）」です。外国籍の方であっても、住民票があれば割り当てられます。人を特定すればマイナンバーが分かります。

ように、マイナンバーが分かればその一人を特定できるようになります。

マイナンバーは原則一生涯使うもので、自由に変更することはできません（ただし、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められた場合は、変更が可能です）。

自分の番号自体は「通知カード」によって知ることができます。通知カードは、平成27年10月より市区町村から順次、簡易書留で住民票登録の住所地に送付されました。通知カードには、マイナンバー、住所、氏名、生年月日、性別等が記載されています。大切な情報が記載されていますから、むや

みと他人に見せることなく、大切に保管しましょう。ただし、通知カードそのものは本人確認資料としての効力はありません。

平成28年1月以降、申請することで「個人番号カード」の交付を受けられます（その際、通知カードは市区町村に返納）。

交付申請は郵送とネットを介して行う方法とおもに2つありますが、いずれにしても個人番号カードには顔写真が貼付されるため、本人確認資料として用いることは可能となります。交付申請は任意です。また、手続きは当面無料とされています。

個人と同様に、法人にも13桁の「法人番号」が割り当てられます。法人の場合は、

表1 「個人番号カード」の利用例

### マイナンバーを証明する書類として

マイナンバーの提示が必要な様々な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。

券面  
を利用



### 各種行政手続のオンライン申請等に

平成 29 年 1 月に開設されるマイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請等に利用できます。

電子証明書  
を利用



### 本人確認の際の身分証明書として

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ 1 枚で済む唯一のカードです。

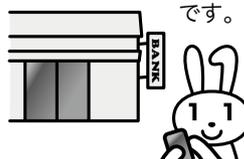
金融機関における口座開設・パスポートの新規発給など、様々な場面で利用できます。

券面  
または  
電子証明書  
を利用



### 各種民間のオンライン取引等に

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引等に利用できるようになる見込みです。



電子証明書  
を利用

### 様々なサービスがこれ一枚で※

市区町村や国等が提供する様々なサービス毎に必要な複数のカードが個人番号カードと一体化できます。

健康保険証としての利用も可能とする予定です。

券面  
または  
電子証明書  
または  
アプリ  
を利用



### コンビニなどで各種証明書の取得に※

コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。

電子証明書  
または  
アプリ  
を利用



※ お住まいの市区町村によりサービスの内容が異なります。  
詳細は公式サイト [個人番号カード メリット](#) [検索](#) でごらんいただくか、市区町村にお問い合わせください。

出典：総務省・地方公共団体情報システム機構パンフレット「マイナンバー（個人番号）のお知らせ 個人番号カード交付申請のご案内」

### マイナンバーは何に使われるの？

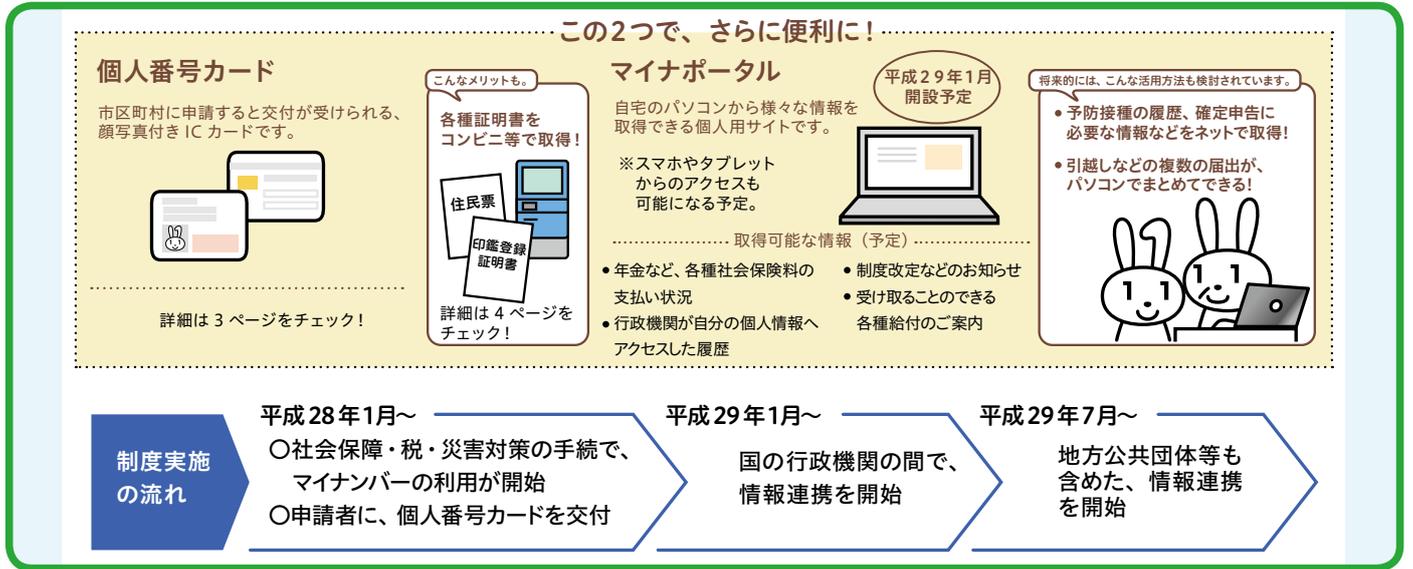
登記されている住所地に番号が順次送付されるとともに、国税庁の「法人番号公表サイト」で、番号↓法人、法人↓番号とどちらからでも検索できます。ちなみに、弊社の名称と郵便番号で検索したら、きちんと法人番号を調べることができました。

これから始まるマイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、「社会保障」「税」「災害対策」の3分野で利用されることとなっています。すでに私たちはいろいろな番号が付与されて管理されているわけですが、機関ごとバラバラであった番号ではなく、横ぐしを通すように、1つの番号(マイナンバー)で管理していかう、そしてまずは、3分野で始めていこう、というわけです。年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きなど、申請書等にマイナンバーの記載が求められることとなります。

そもそもなぜマイナンバーが必要なのかというと、国は3つのメリットを掲げています。①行政の効率化、②国民の利便性の向上、③公平・公正な社会の実現です。

マイナンバーを用いることで、行政機関や地方公共団体などで行われる業務の連携がスムーズとなり、さまざまな事務作業の時間や手間が省けるようになることを期待するのが行政の効率化です(表1)。

表2 今後の制度の流れ



出典：総務省・地方公共団体情報システム機構パンフレット「マイナンバー(個人番号)のお知らせ 個人番号カード交付申請のご案内」

そのことは、ひいては利用する側である私たち国民の負担の削減にもつながります。手続きが簡素化されれば、利便性は向上します。さらに、マイナンバー制度をしっかりと普及させることにより、納税や保険料納付を不当に逃れたり、給付の不正受給などの防止につなげることで公平・公正な社会を目指すわけです。

ただし、こうしたメリットと裏腹に、一元化されたマイナンバーがひとたび漏えいしてしまえば、多大なる個人情報の流出につながるのではないかと懸念があります。

この点については、マイナンバーそのものと情報そのものを分けて考える必要があるでしょう。つまり、番号こそマイナンバーとして一元化されますが、そこに紐づく情報があつて一元管理されるのではなく、あくまでこれまで通り分散された状態で管理されます。マイナンバーが漏えいしたからといって、そのことがすぐに個人情報の大量流出とはならない点はおさえておくといひでしょう。もちろん絶対安心といえるものではありませんが、不要な不安はぬぐえるのではないかと思います。

また、マイナンバーの取扱いは、これまでの個人情報保護法より罰則も多く、厳しくなっています。マイナンバーを取得する際には、必ずその利用目的を明確にすることとはもちろん、その利用はさきほどの分野の手続きに必要でないとなりません。そ

うでなければマイナンバーの提供を求めたり、保管したりすることは、たとえ本人の同意があつたとしても禁止されています。ですから、むしろマイナンバー制度を導入した方が個人情報は守られると主張する専門家もいるくらいです。

これだけ厳しく管理される番号ですから、やたらと自分の番号を他人に教えないようにしましょう。

**マイナンバーはどう扱ったらいい?**

行政機関や地方公共団体にマイナンバーの提示を求められたら、もちろんすみやかに提示することが必要なわけですが、少し厄介なのは勤務先や金融機関からも提示を求められるケースかもしれません。なぜ一般の事業所である勤務先や、証券会社や保険会社などの金融機関がマイナンバーを必要とするかというと、私たちに代わって税や社会保障の手続きを行っているためです。

勤務先の場合、毎月の給与からは厚生年金保険料や健康保険料などの社会保険料が差し引かれています。さらには所得税・住民税といった税金も天引きされています。勤務先は給与から天引きしておいた税金や保険料を、私たち従業員に代わって納める業務を担ってくれているわけです。その際に必要となる書類に、マイナンバー制度開始後は従業員のマイナンバーを記載することが義務付けられます。

したがって、勤務先から自身のみならず

扶養家族を含めたマイナンバーの提示を求められることとなります。ただし、その場合であっても、勤務先は利用目的を明示することが求められていますから、事前に内容を確認した上で提示するといいでしょう。

証券会社や保険会社の場合、顧客に代わって納税の業務を行ったり、支払調書などの税務関連書類の作成を行うことがあります。そうした書類に関しても、やはり顧客のマイナンバーを記載することが求められます。

しかしながら、一部の書面に関しては3年間の猶予規定が設けられています。「利子等の支払調書」や「投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書」「株式等の譲渡の対価等の支払調書」などがそうです。例えば、証券会社で運用を行っている場合、マイナンバー制度開始前口座を開設している顧客に関しては、この規定が適用され、マイナンバーの記載はなくても猶予されることとなります。

猶予される法定書類の中には保険会社が作成する支払調書は含まれていません。したがって、制度開始後、満期保険金や年金などの受取が発生し、必要であれば保険会社からマイナンバーの告知を求められるようになります。

勤務先にしろ、金融機関にしろ、今後マイナンバーの提示を求められる場面が出てくるわけですが、実はマイナンバーを提示することは、現状義務として明文化されて

いません。あくまで番号の提示を求める側が、協力をお願いするという考え方のようです。とはいえ、事業者はマイナンバーを記載する義務を負っているわけですから、私たちが間接的に義務を負っていると考える方がよさそうです。

### マイナンバーポータルサイト

平成29年1月からは、「マイナンバーポータル」が開始の予定です。

マイナンバーとは、行政機関が自分のマイナンバーをどうやりとりしたかをチェックしたり、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ等を確認できるツールとして開設されるサイトです。将来的には、このサイトからキャッシュレスで納税を行ったり、引越しの際の横断的な手続きをワンストップで行えるように汎用拡大も検討されています。

とはいえ、利便性向上の一方で、やはり気になるのはマイナンバーの管理でしょう。当然のことながら、なりすましでログインされないよう厳格な本人確認が必要となります。原則、個人番号カードを用いたログイン方法が検討されています。

なお、サイトの利用にあたっては、現状自宅のパソコンでの利用が想定されていますが、タブレット端末やスマートフォンなどからも利用できるよう認証方式等は現在検討中です。

### 今後の利用拡大は？

現状、マイナンバーは限られた分野でのスタートですが、今後この利用範囲は広がると考えられます。すでに消費税の軽減税率適用の際に、個人番号カードを用いてはどうかと議論が持ち上がるほど。その他にも、例えば、将来的にはマイナンバーがないと銀行口座も開設できない、ということも考えられるでしょう。他の先進国ではすでにこうしたマイナンバー制度は進んでおり、日本はマイナンバー後進国といつていいかもれません。

今後、日本でもマイナンバーが定着してくれば、民間利用に広がるのも気になるところです。番号法の法律施行後3年（2018年10月）をめどに、そのときの状況をみながら検討を加えていくとされています。

個人情報への意識が高まる一方で、簡単にSNSなどで自ら情報を発信できるのも現代の特徴です。マイナンバーの管理に対する罰則規定が厳しいのは、簡単に情報漏えいしやすく、またその広がりですら想像を超える影響を及ぼしかねないことの裏返しかもしれません。自分の番号を慎重に管理するのはもちろん、他人の番号であっても同様の意識をもって対応するのが望ましいのではないかと思います。